

東京都板橋区補足給付補助金交付要綱

平成27年3月30日 区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区において実施する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第3号イに規定する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意味)

第2条 この要綱において用いる用語の意味は、法において使用する用語の例による。

(補助金の名称)

第3条 この要綱において定める補助金の名称は、東京都板橋区補足給付補助金（以下「補助金」という。）とする。

(補助対象者)

第4条 補助金は、板橋区内に住所を有する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する教育・保育給付認定子ども（法第19条第1号に該当する者を除く。）の保護者のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯に属する者又は収入その他状況を勘案し、これらに準ずる者として区長が認める者（以下「補助対象者」という。）に対し支給するものとする。

2 前項の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業は、法第27条第1項の規定による確認を受けた保育所及び認定こども園並びに法第29条第1項の規定による確認を受けた小規模保育事業及び事業所内保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）に限るものとする。

(補助対象費用及び補助限度額)

第5条 補助対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用とし、これらに要する費用の補助限度額は月額2,700円とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、前条に規定された補助限度額の範囲内で補助対象者が特定教育・保育施設等に対し現に支払った補助対象費用の額（以下「実費徴収

額」という。)とし、実費徴収額を補助対象者に支給するものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、東京都板橋区補足給付補助金交付申請書(別記第1号様式)を、区長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請書には、実費徴収額に係る領収書及び区長又は福祉事務所の長が発行する証明書を添付するものとする。ただし、証明書に関しては既に別の補助金等の申請において提出済みの場合は、これを省略することができるものとする。

(交付決定等)

第8条 区長は、補助金の交付申請があったときは、申請者の資格その他必要事項を審査のうえ、速やかに補助金を交付するか否かを決定するものとする。

- 2 区長は、補助金を交付するものと決定したときは、東京都板橋区補足給付補助金交付決定通知書(別記第2号様式又は別記第3号様式)により、補助金を交付しないものと決定したときは、その理由を付記した東京都板橋区補足給付補助金不交付決定通知書(別記第4号様式)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(補助金に関する調査)

第9条 区長は、補助金に関し必要と認めるときは、補助金の交付を受けた教育・保育給付認定子どもの保護者又は代理人に対し報告を求め、又は実地に調査を行うものとする。

(決定の取消し)

第10条 区長は、教育・保育給付認定子どもの保護者又は代理人が偽りその他不正の手段により補助金を受けたときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第11条 区長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども家庭部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 この要綱は、法の施行の日以後に教育・保育を受ける児童について適用する。
- 3 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、令和2年1月8日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別記第1号様式

(宛先) 板橋区長

東京都板橋区補足給付補助金支給申請書

年 月 日

住 所	板橋区 連絡先 ()
フリガナ	
園児氏名	
生 年 月 日	年 月 日
園 名	
年 齢 児	0・1・2・3・4・5 歳児

東京都板橋区補足給付補助金について、支給申請します。

補助金受給対象となった場合には、下記の指定口座に振り込んでください。

(個人情報について)

- ☐ 決定に当たっては、必要な範囲で、板橋区が保有する私の世帯の生活保護情報、税務情報等の公簿、また通園先の幼稚園・保育園等が有する在籍期間、保育料等納付状況、学齢簿等を閲覧及び調査することに同意します。
- ☐ 本申請内容及び同意して得た情報を受給資格審査、補助金額の算定、並びにその付帯業務のため区が利用することに同意します。

(フリガナ)

保護者氏名 _____

振 込 先	金融機関名							
	支 店 名							
	口 座 番 号	普通口座						
	フリガナ							
	口座名義人							

※ 振込先は、園児の保護者名義の口座に限ります。

※ ゆうちょ銀行の場合、通帳で確認し、支店名は漢字3桁をご記入ください。

別記第2号様式

〒

東京都板橋区 丁目 番 号
様

第 号
年 月 日

東京都板橋区補足給付補助金交付決定通知書

板橋区長

以下の通り、東京都板橋区補足給付補助金の支給額を決定したので通知します。

記

児童の氏名		施設名	
生年月日		学年	

交 付 決 定 額		円	
(内訳)			
	実費徴収額の種類	金 額	備 考
4 月		円	
		円	
5 月		円	
		円	
6 月		円	
		円	
7 月		円	
		円	
8 月		円	
		円	

問合せ先

保育サービス課 民間保育第二係 TEL 03-3579-2494

別記第3号様式

〒

東京都板橋区 丁目 番 号
様

第 号
年 月 日

東京都板橋区補足給付補助金交付決定通知書

板橋区長

以下の通り、東京都板橋区補足給付補助金の支給額を決定したので通知します。

記

児童の氏名		施設名	
生年月日		学年	

交 付 決 定 額		円	
(内訳)			
	実費徴収額の種類	金 額	備 考
9 月		円	
		円	
10 月		円	
		円	
11 月		円	
		円	
12 月		円	
		円	
1 月		円	
		円	
2 月		円	
		円	
3 月		円	
		円	

問合せ先

保育サービス課 民間保育第二係 TEL 03-3579-2494

別記第4号様式

〒

東京都板橋区 丁目 番 号
様

第 号
年 月 日

東京都板橋区補足給付補助金不交付決定通知書

板橋区長

以下の通り、東京都板橋区補足給付補助金を下記の理由により不交付と決定したので通知します。

記

児童の氏名		施設名	
生年月日		学年	

不交付の理由

問合せ先

保育サービス課 民間保育第二係 TEL 03-3579-2494